

会 員 各 位

長野県医師会長

若林 透

「医師賠償責任保険」 団体契約更改募集のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業につきましては平素より格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本会では従来より損害保険ジャパン(株)と標記保険の団体契約を締結していますが、2026年5月1日に満期が到来します。2026年もこの保険制度を継続して採用しますので、従来よりご加入されている方は継続いただき、未加入の方はこの機会にこの保険制度をご検討くださるようご案内申し上げます。

なお、この保険につきましては日医医師賠償責任保険等との関係により、加入する契約型が異なりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

団体割引	<u>20%適用</u>
保険期間	<u>2026年5月1日午後4時から2027年5月1日午後4時まで</u> 1年間
募集締切	<u>2026年3月19日(木)(都市医師会必着)</u>

【お問い合わせ先】

- | | |
|---------|--|
| ●保険契約者 | 一般社団法人長野県医師会 |
| ●取扱代理店 | 一般社団法人長野県医師会
(住所) 長野県長野市大字三輪1316番地9 (電話) 026-219-3600
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで) (Fax) 026-235-6120 |
| ●引受保険会社 | 損害保険ジャパン株式会社 長野支店 長野法人支社
(住所) 長野県長野市三輪1313-11 (電話) 050-3798-1428
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで) |

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、長野県医師会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2026年2月 改定のお知らせ

● 「④受託者賠償責任保険」の補償内容・保険料改定

パンフレットP11「④受託者賠償責任保険」の基本補償の範囲が拡大します。

事故対応特別費用担保追加条項が自動セットされることに伴い、保険料率の引き上げを行っています。

ご注意

● 勤務医師・看護師・医療従事者の個人責任部分

医師賠償責任保険は、勤務医・看護師・医療従事者の個人責任部分は補償しません。

そのため個人責任部分は、オプションの「勤務医師賠償責任保険(包括契約)」「看護職賠償責任保険(包括契約)」「医療従事者賠償責任保険(包括契約)」をセットしていただくことになります。(パンフレットP8, 9, 10)

万一の際の手当てをご検討ください。

● 一人医師医療法人(日医A①会員)の個人責任部分

一人医師医療法人の理事長または管理者(医療法上の管理者たる院長など)が行う医療行為に起因する「個人の賠償責任」については、医師賠償責任保険(医師特約)では対象外となりますので、別途、勤務医師賠償責任保険のご加入をご検討ください。(パンフレットP7)

<一人医師医療法人に対する賠償責任>



● 民法改正による賠償金への影響について

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%⇒3%へ変更されました。これに伴い医療訴訟の賠償額が大きく増えることが予想されますので、補償内容の見直しをお願いします。

詳細はパンフレット P22, 23 をご参照ください。

2026年度

団体医師賠償責任保険 のご案内

団体割引
20%適用
保険期間1年間
一括払



保 険 期 間

2026年5月1日
午後4時から1年間

募 集 締 切

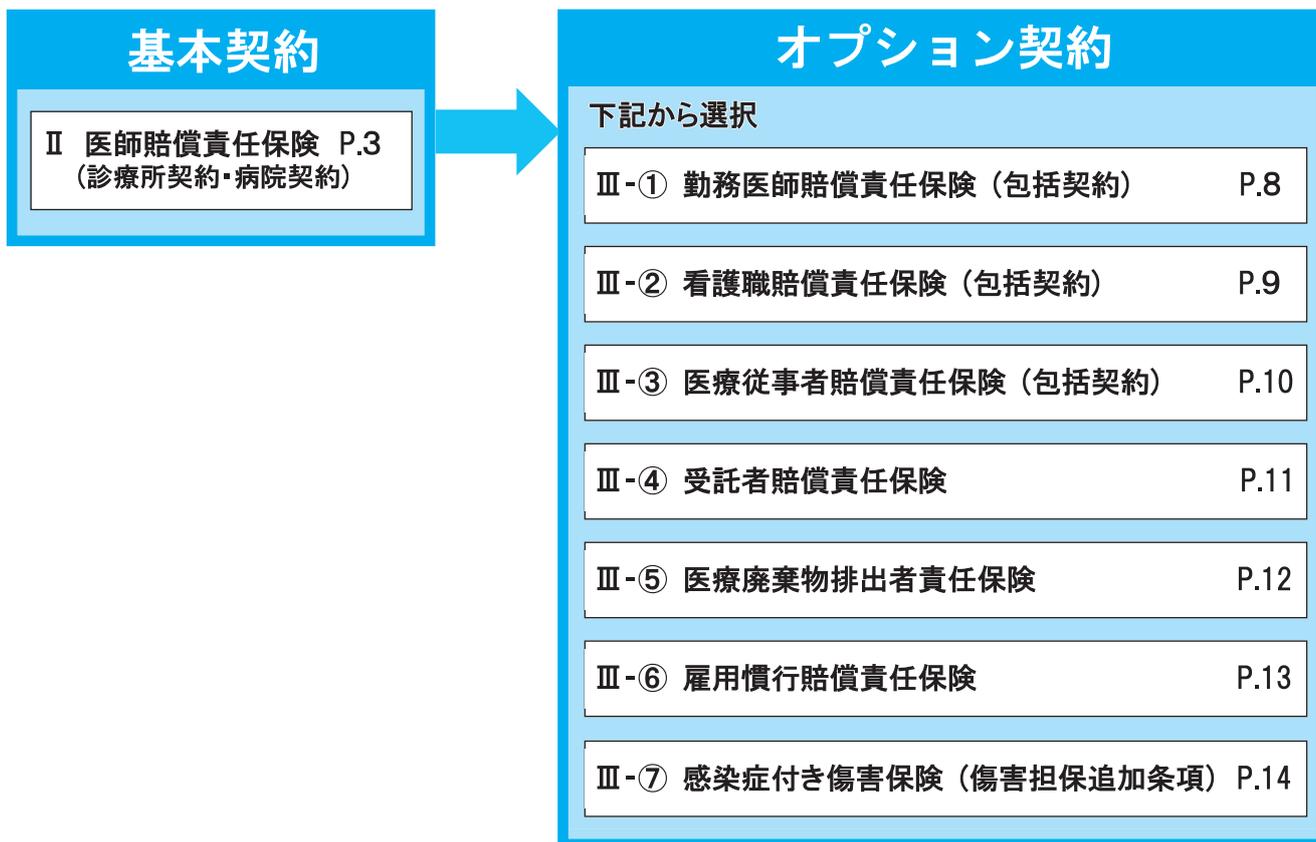
2026年3月19日まで(都市医師会必着)

*ただし、中途加入は随時受け付けております。

—— 医師賠償責任保険等の全体像 ——

長野県医師会の基本契約(医師賠償責任保険)に加入している場合のみ、必要なオプションを選択してご加入することが可能です。

[診療所・病院契約]



[勤務医契約]

II 勤務医師賠償責任保険 (個人契約)	P.7
----------------------	-----

I 医師賠償責任保険の概要

本保険は、医療事故に関する賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっており、医療の安定的経営のために必要不可欠の内容となっています。

◆医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、業務遂行上の事故^(注1)、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

(注1)医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

(1) この保険にご加入いただく方は…

以下のいずれかの方となります。長野県医師会を退会された場合は必ずご連絡ください。

<1>医療施設の開設者（長野県医師会会員）、または管理者が長野県医師会会員である医療機関

診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方

（医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。）

なお、開設の届出施設ごとに加入の手続きが必要となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

<2>長野県医師会会員である勤務医師の方

診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

(2) 被保険者（保険の補償を受けられる方）は…

<1>医療施設の開設者の方がご加入の場合

<医師特約条項>

開設者の方のみ（法人の場合には当該法人のみ）となります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません（※）。

ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

（※）各種オプション契約をセットすることにより、開設者以外の医師や看護師の方の個人責任を補償することができます。本パンフレットP8～10をご参照ください。

<医療施設特約条項>

開設者の方のほか、その使用人その他開設者の業務の補助者の方も被保険者となります。

<2>勤務医師の方がご加入の場合

被保険者は診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方となります。

(3) お支払いする保険金

<1>医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<2>医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合・治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合・修理費、再調達費など(※)
 - (※)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ・人格権侵害事故の場合・慰謝料など
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

(4) 保険金をお支払いする主な事故例



手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



診療所の床が滑りやすくなったために、来訪者が転倒し、ケガをした。



院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

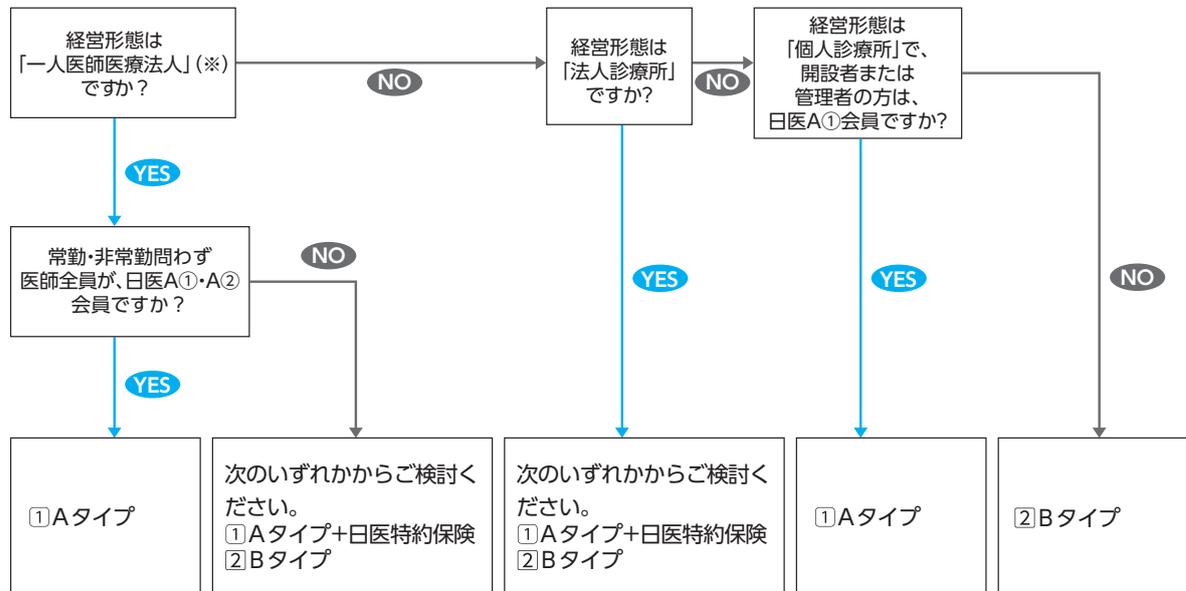
【参考】 日本医師会の会員区分について

会員区分	対象となる会員
A①	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員（日医医賠償保険自動付帯）
A②（B）	上記A①及びA②（C）以外の会員（日医医賠償保険自動付帯）
A②（C）	医師法に基づく研修医（日医医賠償保険自動付帯）
B	A②（B）のうち日医医賠償保険加入の除外を申請した会員
C	A②（C）のうち日医医賠償保険加入の除外を申請した会員

II 医師賠償責任保険

診療所のご契約の場合

①ご加入タイプの決め方



(※) 一人医師医療法人：常勤の医師（歯科医師を含む）が一人または二人で開設している医療法人。

②保険金額と保険料（保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払）

主な加入型のみ記載しています。パンフレットに記載のない加入型については募集代理店までお問い合わせください。

① Aタイプ 診療所契約（日医A会員用）

（保険期間 1年・団体割引20%・一括払）

型	保 険 金 額							1診療所・年間保険料（円）
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故給食等による事故			人格権侵害事故		
	対人 1事故につき （円）	対人 1年間に つき （円）	対人 1名に つき （円）	対人 1事故に つき （円）	対物 1事故に つき （円）	1名 （円）	1事故期間中 （円）	
A 4型	100万	300万	5,000万	5億	1,000万	1,000万	1億	7,032
A 5型	100万	300万	1億	10億	2,000万			7,344
A 6型	100万	300万	2億	20億	4,000万			7,616
A 7型	100万	300万	3億	30億	6,000万			7,896

<100万の理由>

日医A会員には「日医医賠償保険」が原則自動付帯されています。

日医医賠償保険は医療上の事故「1事故1億円/年間3億円」の補償となりますが、1事故につき自己負担100万円が設定されているため「100万円までの賠償金・弁護士費用」「施設の管理に起因する賠償事故」は補償対象外となります。そのため、自己負担100万円を補償するためA診療所契約は100万円となっています。

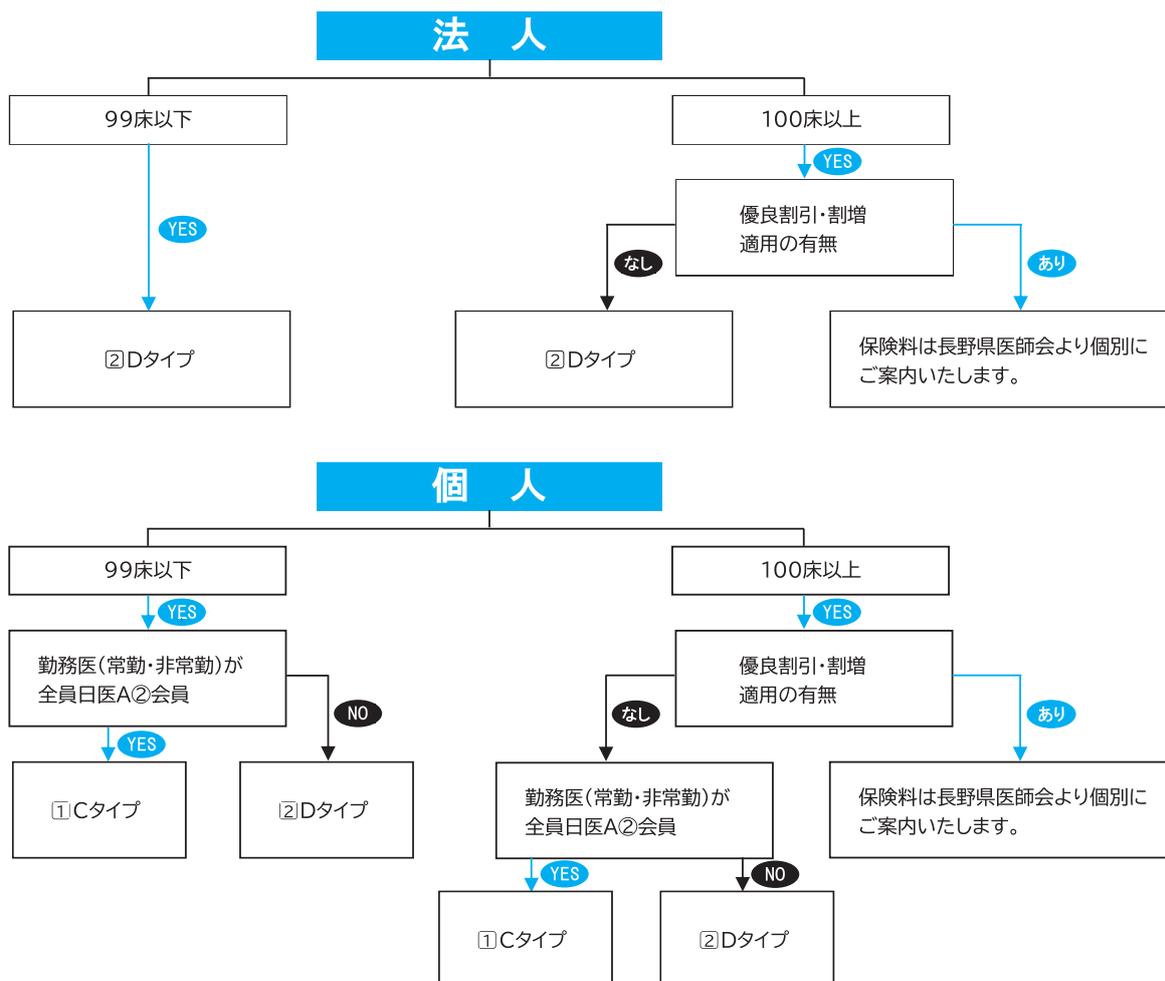
② Bタイプ 診療所契約

(保険期間 1年・団体割引20%・一括払)

型	保 険 金 額							1 診療所・年間保険料 (円)	
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故 事故給食等による事故			人格権侵害事故		無床診療所	有床診療所
	対人 1事故につき (円)	対人 1年間に つき (円)	対人 1名につ き (円)	対人 1事故につ き (円)	対物 1事故につ き (円)	1名 (円)	1事故期 間中 (円)		
B 4 型	5,000万	1億5,000万	5,000万	5 億	1,000万	1,000万	1 億	67,024	77,176
B 5 型	1 億	3 億	1 億	10億	2,000万			80,624	92,816
B 6 型	2 億	6 億	2 億	20億	4,000万			107,480	123,760
B 7 型	3 億	9 億	3 億	30億	6,000万			134,344	154,704

病院のご契約の場合

①ご加入タイプの決め方



《適用する病床数について》

- ・ 病院契約におけるベッド数は、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。
- ・ 誤った病床数にてご契約された場合には、契約が解除されるか、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご契約時に必ずご確認ください。

②保険金額と保険料 (保険期間 1年、団体割引20%適用、一括払)

主な加入型のみ記載しています。パンフレットに記載のない加入型については募集代理店にお問い合わせください。

① Cタイプ 病院契約 (日医A会員用)

開設者が個人で勤務医師 (常勤・非常勤) すべてが日医A②会員の場合

(保険期間 1年・団体割引20%・一括払)

型	保 険 金 額							保 険 料 (1ベッド・1年間につき 単位:円)							
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故給食等による事故			人格権侵害事故		一 般 病 床					療養病床	結核その他病	精神病床
	対人 1事故につき (円)	対人 1年間につき (円)	対人 1名につき (円)	対人 1事故につき (円)	対物 1事故につき (円)	1名 (円)	1事故 期間中 (円)	20~ 99床	100~ 199床	200~ 299床	300~ 499床	500床 以上			
C 2型	100万	300万	1,000万	2億	200万	1,000万	1億	1,560	2,024	2,544	2,544	2,544	1,416	125	403
C 3型	100万	300万	3,000万	6億	600万			1,656	2,120	2,640	2,640	2,640	1,512	157	555
C 4型	100万	300万	5,000万	10億	1,000万			1,744	2,208	2,728	2,728	2,728	1,600	181	683
C 5型	100万	300万	1億	20億	2,000万			1,824	2,288	2,808	2,808	2,808	1,680	205	787
C 6型	100万	300万	2億	40億	4,000万			1,872	2,336	2,856	2,856	2,856	1,728	241	947
C 7型	100万	300万	3億	60億	6,000万			1,928	2,392	2,912	2,912	2,912	1,784	277	1,107

$$\boxed{\text{種別病床数}} \times \boxed{1 \text{ ベッド保険料}} = \boxed{\text{年間保険料}}$$

※病床数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

※優良割引適用となる病院や割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

② Dタイプ 病院契約

開設者が法人の場合

(保険期間 1年・団体割引20%・一括払)

型	保 険 金 額							保 険 料 (1ベッド・1年間につき 単位:円)							
	医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故給食等による事故			人格権侵害事故		一 般 病 床					療養病床	結核その他病	精神病床
	対人 1事故につき (円)	対人 1年間につき (円)	対人 1名につき (円)	対人 1事故につき (円)	対物 1事故につき (円)	1名 (円)	1事故 期間中 (円)	20~ 99床	100~ 199床	200~ 299床	300~ 499床	500床 以上			
D 2型	1,000万	3,000万	1,000万	2億	200万	1,000万	1億	6,272	8,064	8,160	8,456	8,768	5,256	257	499
D 3型	3,000万	9,000万	3,000万	6億	600万			9,856	12,232	14,664	15,200	15,760	7,952	426	751
D 4型	5,000万	1億5,000万	5,000万	10億	1,000万			10,936	13,552	17,936	18,600	19,288	8,832	518	929
D 5型	1億	3億	1億	20億	2,000万			12,856	15,712	21,216	22,000	22,824	10,392	617	1,088
D 6型	2億	6億	2億	40億	4,000万			16,211	19,827	26,809	27,786	28,847	13,392	786	1,346
D 7型	3億	9億	3億	60億	6,000万			19,214	23,516	31,807	32,970	34,232	15,862	932	1,590

$$\boxed{\text{種別病床数}} \times \boxed{1 \text{ ベッド保険料}} = \boxed{\text{年間保険料}}$$

※病床数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

※優良割引適用となる病院や割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

●優良割引・損害率対応割増制度について

この保険では、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の事故実績に応じて割増引が適用されることがあります。

◆優良割引制度

<適用の対象となる条件と割引率>

以下のすべてを満たすご契約に対して20%の割引を適用します。(注)

- ①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。
- ②ご契約病床数が100床以上であること。

(介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。)

- ③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の支払保険金がないこと。

(注)・成績計算期間につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

- ・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。
- ・病床数100床未満の病院は対象となりません。
- ・成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。
- ・優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。
- ・保険金のお支払いがある場合は、優良割引の対象外となりますのでご注意ください。

◆損害率対応割増(デメリット割増)制度

<適用の対象となる条件>

以下のすべてを満たすご契約に対して適用します。(注)

- ①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。
- ②ご契約病床数が100床以上であること。

(介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。)

- ③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上であること。

(注)・成績計算期間および損害率につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

- ・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。
- ・病床数100床未満の病院は原則として対象となりません。ただし、損害率や事故発生の頻度によっては対象となるケースもありますのでご注意ください。
- ・割増率については毎年契約更改時に見直しを行います。

個々のご契約に対して適用される実際の割増引率については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆損害率の算出

<成績計算期間>

損害率(過去の事故実績)の計算を行う集計期間をいい、期間は5年間となります。

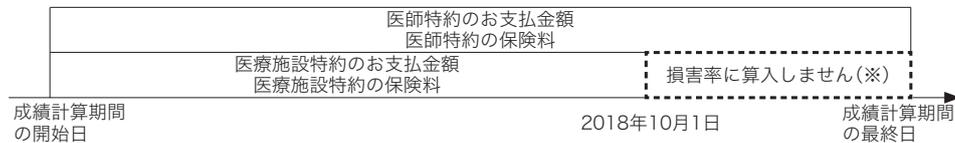
※成績計算期間(5年間)の起算日はご契約の保険始期日より異なります。

<損害率の算出式>

成績計算期間の累計お支払金額÷成績計算期間の累計保険料

※対象病院の医師特約(勤務医師包括担保追加条項を含みます)・医療施設特約(セットする追加条項を除きます。)につき、お支払金額および保険料をそれぞれ合算して計算します。保険料について成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。下図(※)の部分



割増引適用に関する詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

勤務医のご契約(個人加入)の場合 <勤務医師賠償責任保険>

医療施設(病院・診療所など)に勤務される医師の方、および法人開設者をご自身の医療施設以外で医療行為を行う場合の医師賠償責任保険で、医師特約のみの加入となります。(勤務場所の限定はありません。)
 ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。
 日医A②会員(勤務医・研修医)および日医A①会員の方は1型のみの加入となりますので、ご注意ください。

Eタイプ 勤務医契約

病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院等に勤務されている医師の方

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型	保 険 金 額		1名・年間保険料 (円)
	医 療 上 の 事 故		
	対人 1事故につき(円)	対人 1年間につき(円)	
E1型 (日医A会員専用)	100万	300万	4,000
E2型	1,000万	3,000万	14,200
E3型	3,000万	9,000万	23,800
E4型	5,000万	1億5,000万	28,704
E5型	1億	3億	40,664
E6型	2億	6億	51,568
E7型	3億	9億	62,400

※勤務される病院が複数ある場合でも、日本国内の医療行為であれば各々の病院における医療業務がすべて対象となります。

※通常は「医療施設単独」あるいは「医療施設と勤務医の共同不法行為」として賠償請求される場合が大半ですが、医療事故の被害者側から、勤務医の先生が「単独で賠償請求された場合」には、勤務医の先生ご自身が訴訟対応する必要があります。

(Eタイプ 勤務医契約へのご加入をお勧めします。)

III 各種オプション契約(特約)の概要

① 勤務医師賠償責任保険 (包括契約)

…勤務医の個人責任も包括的に備えたい医療機関向け…

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です (勤務医師包括担保追加条項)。

ただし、当該医療施設の業務として行った医療業務のみが対象となりますので、その医療施設以外でも医療業務を行う場合は、個別に「勤務医師賠償責任保険」へのご加入をご検討下さい。(P.7をご参照願います)

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は加入者カード記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前を確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※勤務医師包括担保追加条項にご加入の場合は刑事弁護士費用担保追加条項が自動セットされております。

(1) 保険の概要

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的に補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

当該医療施設で医療業務を行う勤務医師の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「勤務医師の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ① 加入勤務医師の方の署名・捺印等が不要です。 ② ご契約内容の変更手続(勤務医師の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③ 付保もれ・更改もれの心配が不要です。 ④ 過去に退職された勤務医師の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。): 被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用等: 弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ④ 特別な約定により加重された責任 ⑤ 海外での医療行為
- ⑥ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医師賠償責任保険契約(以降の継続契約を除きます。)をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ① ご勤務される勤務医師の方を一括して付保するため、一部の勤務医師の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての勤務医師の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその勤務医師が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。
- ④ 加入型(保険金額)はこの追加条項がセットされる主契約の医療上の事故の保険金額(P3~5)を上回らないものとしします。

例) Aタイプ診療所契約の場合、医療上の事故は100万円のため勤務医師賠償責任保険(包括契約)も100万円(1型)でのご加入となります。

保険金額と保険料

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型		1型	5型	10型	30型	50型	100型	200型	300型	
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円	
	保険期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	9億円	
保険料	診療所(1診療所につき)	1,874円	5,684円	8,659円	15,692円	19,192円	23,057円	30,785円	38,513円	
	病院 (1ベッドにつき)	一般・療養病床	381円	1,156円	1,761円	3,190円	3,902円	4,687円	6,258円	7,187円
		精神病床	94円	285円	434円	786円	962円	1,155円	1,542円	1,770円
	結核その他病床	132円	400円	609円	1,103円	1,349円	1,620円	2,163円	2,485円	

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

② 看護職賠償責任保険(包括契約) <併売商品>…医賠とセットでおすすめています

…看護職の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け…

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。
刑事弁護士費用担保条項が割増保険料なしで自動セットされるようになりました。詳細は16ページをご参照ください。

(1) 保険の概要

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

(2) ご加入いただける方

医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。 ②ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要です。 ④過去に退職された看護職の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。): 被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ②争訟費用等: 弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意 ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤特別な約定により加重された責任 ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型		K1型	K2型	K3型	K4型	K5型	K7型	K8型	
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	
保険料	診療所(1診療所につき)		1,140円	2,750円	3,890円	5,920円	6,540円	7,680円	8,440円
	病院 (1ベッドにつき)	一般・療養病床	187円	454円	641円	976円	1,078円	1,267円	1,392円
		精神病床	1円	3円	4円	6円	7円	8円	10円
		結核その他病床	2円	5円	7円	10円	11円	13円	14円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

③ 医療従事者賠償責任保険(包括契約) <併売商品>・・・医賠とセットでおすすめています

・・・医療従事者の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け・・・

医療従事者^(注)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

刑事弁護士費用担保条項が割増保険料なしで自動セットされるようになりました。詳細は16ページをご参照ください。

(注) 理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師(診療エックス線技師)、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士をいいます。

(1) 保険の概要

医療従事者^(注)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| (1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号) | (2) 診療放射線技師法附則(昭和58年法律第83号) |
| (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号) | (4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号) |
| (5) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号) | (6) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号) |
| (7) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号) | (8) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号) |
| (9) 薬剤師法(昭和35年法律第146号) | (10) 栄養士法(昭和22年法律第245号) |
| (11) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号) | (12) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) |
| (13) 救急救命士法(平成3年法律第36号) | (14) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号) |
| (15) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号) | |

- ※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

(2) ご加入いただける方

医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため以下のようなメリットがあります。

- ① 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ② 加入もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③ 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

(4) お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。): 被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用等: 弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② (1)の法律に違反して行った業務
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降ご契約される継続契約以外の医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

(6) ご契約にあたってのご注意

- ① ご勤務される医療従事者の方を一括してのご契約となるため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額と保険料

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型		J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J7型	J8型	
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	
保険料	診療所(1診療所につき)	62円	150円	211円	322円	358円	419円	560円	
	病院 (1ベッドにつき)	一般・療養病床	37円	89円	125円	190円	210円	247円	339円
		精神病床	4円	10円	13円	20円	22円	26円	37円
		結核その他病床	6円	14円	20円	30円	34円	39円	55円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

④ 受託者賠償責任保険 <併売商品>…医賠とセットでおすすめています

…患者さんからの受託物の損害賠償に備えたい医療機関向け…

患者さんから預かった身の回り品(時計・補聴器・入れ歯など)を保管している間に、不注意によって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です(ただし、現金・貴重品などは対象外です)。

(1) 受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物(身の回りのもの)を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金

- ・受託物の修理費
- ・再調達費用(同等の物を新たに購入するために必要な費用)

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ① 被保険者の故意による損害
- ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
- ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
- ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
- ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害(虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。)
- ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
- ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
- ⑧ 紛失
- ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害

など

保険金額と保険料 ※2026年2月より事故対応特別費用が自動セットされたため、保険料が改定されています。

〈診療所契約〉 (保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型	X1型
保険金額 (自己負担額5,000円)	50万円
保険料(1診療所につき)	5,180円

〈病院契約〉

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型	X2型	X3型	X4型	X5型	X6型
病床数	99床以下	100~199床	200~299床	300~499床	500床以上
保険金額 (自己負担額5,000円)	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
保険料(1病院につき)	10,330円	14,740円	40,610円	42,220円	65,760円

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

⑤ 医療廃棄物排出者責任保険 <併売商品>…医賠とセットでおすすめています

…医療廃棄物の不法投棄リスクに備えたい医療機関向け…

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

<注意>委託した業者が不法投棄した場合も、「廃棄物の撤去・汚染土壌の浄化」の責任は排出した医療機関になります。

(1) 保険の概要

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令(回収命令)(注1)・除去費用の求償(注2)を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用(自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額)などを保険金額を限度に補償します。
- 国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額を限度にお支払いします。(自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額)

- ① 行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
- ② 投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
- ③ 投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

(注1) 措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

(注2) 除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

(2) 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内とします。ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

(3) 被保険者

医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(4) お支払いする保険金

- ① 廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ② 投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ① 被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故(被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合)。
- ② 被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ④ 不動産価格の下落
- ⑤ 廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任

など

保険金額と保険料

(保険期間 1年・団体割引20%・一括払)

■契約保険料：1円位四捨五入・10円単位

型		Y1型	Y2型	Y3型	
保険金額：1事故・期間中 (自己負担額 なし)		5,000万円	1億円	3億円	
損害てん補割合		90%	90%	90%	
保険料	診療所 (1診療所につき)	無床診療所	7,320円	8,020円	9,140円
		有床診療所	10,030円	10,990円	12,530円
	病院 (1ベッドにつき)	一般・療養・結核その他病床	904円	992円	1,128円
		精神病床	240円	264円	304円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

⑥ 雇用慣行賠償責任保険 <併売商品>…医賠とセットでおすすめしています

…セクシャルハラスメント事故に備えたい医療機関向け…

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

(1) 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求^(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。(パワーハラスメントは補償対象外)

(※)被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎりません。医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者

(3) 被保険者

- ① 医療施設(診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院)の開設者
- ② 記名被保険者の役員、理事長
- ③ 記名被保険者の従業員(パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。)

(4) 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内のみ

(5) お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金：慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金 など
- ② 争訟費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)：訴訟費用、弁護士報酬 など

(6) 保険金をお支払いしない主な場合

- ① 労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
- ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④ セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
- ⑤ 加入者カード記載の遡及日[※]より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
- ⑥ 加入者カード記載の遡及日[※]より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑦ 保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
- ⑧ 労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
- ⑨ 民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
- ⑩ 日本国外でなされた損害賠償請求
- ⑪ 契約上加重された賠償責任 など

[※]「加入者カード記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説	① 解雇：解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
	② 差別：以下をみたまのをいいます。 ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外 ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外 ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること
	③ セクシャルハラスメント：以下を満たすものをいいます。 ・役員、従業員、医療の対象者(患者)に対して「セクシャルハラスメント」行為が行われたこと ※取引先におけるセクシャルハラスメント行為は対象外 ・直接のセクシャルハラスメント行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること

保険金額と保険料

(保険期間 1年・団体割引20%・一括払) ■契約保険料：1円位四捨五入・10円単位

型		Z1型	
保険金額：1事故・期間中 (自己負担額50万円)		1,000万円	
損害てん補割合		90%	
保険料	診療所	診療所(1診療所) 16,000円	
	病院	一般・療養病床(99床以下)	2,424円×ベッド数×0.8
		一般・療養病床(100~199床)	(2,016円×ベッド数+40,436円)×0.8
		一般・療養病床(200~299床)	(1,175円×ベッド数+207,615円)×0.8
		一般・療養病床(300~499床)	(739円×ベッド数+338,009円)×0.8
		一般・療養病床(500床以上)	(401円×ベッド数+507,040円)×0.8
		精神病床	762円×ベッド数×0.8
結核その他病床	591円×ベッド数×0.8		

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

⑦ 感染症付き傷害保険 (傷害担保追加条項 同時セット：特定感染症危険担保追加条項)

第三者の
故意による
加害行為も補償

…業務中のケガ(暴漢による被害事故や通勤時の事故等)に備えたい医療機関向け…

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

- 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害^(注1)を被った場合に、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)をお支払いします。

(注1)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

① 偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

② 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎりります。

- 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症)を発病した場合^{(注2)(注3)}

(注2)

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、腸チフス、パラチフス

(注3) 新型コロナウイルスは補償されません。

(2) 被保険者

- ① 開設者 ② 開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者カード記載の医療施設の業務に従事するもの

(3) お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%~100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額をお支払いします。

ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎりります。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※ 上記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因の如何を問わず) 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

保険金額と保険料

<診療所> 1診療所あたり

(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型	症状	死亡	後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症 葬祭費用	保険料
D1型	感染症	×	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円	111,984円
	業務中のケガ・中毒症状	1,000万円		5,000円	2,500円	×	
D2型	感染症	×	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円	184,448円
	業務中のケガ・中毒症状	2,000万円		7,000円	3,500円	×	
D3型	感染症	×	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円	269,376円
	業務中のケガ・中毒症状	3,000万円		10,000円	5,000円	×	

<病院> 1病床あたり

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。
(保険期間1年・団体割引20%・一括払)

型	症状	死亡	後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症 葬祭費用	一般・ 療養病床	精神病床	結核・ その他病 床
D1型	感染症	×	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円	14,096円	8,240円	6,920円
	業務中のケガ・中毒症状	1,000万円		5,000円	2,500円	×			
D2型	感染症	×	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円	23,032円	13,584円	11,464円
	業務中のケガ・中毒症状	2,000万円		7,000円	3,500円	×			
D3型	感染症	×	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円	33,592円	19,832円	16,760円
	業務中のケガ・中毒症状	3,000万円		10,000円	5,000円	×			

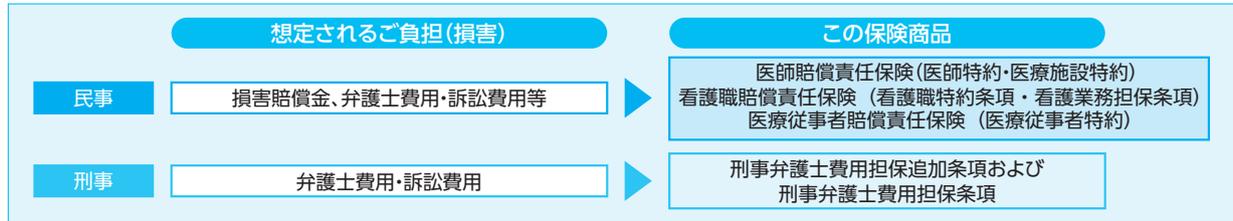
<ご注意点>

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎりません。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●割増保険料なしで自動セットされます。(ご契約形態が「(2)被保険者」に記載の形態の場合に自動セット)

＜刑事弁護士費用担保追加条項および刑事弁護士費用担保条項(以下条項といえます)の概要＞

医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)・看護職賠償責任保険(包括契約)・医療従事者賠償責任保険(包括契約)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する担保(追加)条項です。被保険者が、日本国内で行った業務(医療行為・看護業務・医療業務)またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)



(1)保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為、看護業務、医療業務の対象者が、日本国内で行われた業務(医療行為・看護業務・医療業務)により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2)被保険者

・個人として基本契約にご加入の場合(被保険者=個人)

基本契約(医師賠償責任保険(医師特約条項))にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

(注)一人医師医療法人の開設者は個人とみなしますので自動的にこの条項がセットされます。

・法人(病院・診療所)として基本契約にご加入の場合(被保険者=法人)

基本契約(医師賠償責任保険(医師特約条項))にご加入いただいた場合で、かつ勤務医師包括契約(オプション特約)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

・オプションで看護職賠償責任保険(包括契約)にご加入の場合

(被保険者=加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての看護職の方[※])

・オプションで医療従事者賠償責任保険(包括契約)にご加入の場合

(被保険者=加入者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方[※])

※過去に勤務していた方を含みます。

(3)お支払いする保険金

保険期間(1年)を通じて500万円となります。

※ただし、被保険者となる方が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

(4)保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)
 - ②裁判所が略式命令を発した時^(注2)
 - ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)
- (注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。
 (注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
 (注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

◇被保険者の有罪の確定[※]がなされた刑事事件については保険金をお支払いできません。

※有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

IV 保険契約を解約する場合の注意点と手続き = 「延長担保追加条項」のご案内 =

当保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年以内もしくは10年以内（選択可）にかぎり補償の対象とすることができます。

- ・被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関する損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。
- ・解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時にあわせてご加入になれます。
- ・ご加入にあたっては所定のお申込み手続きのほか、追加保険料が必要となります。

ポイント

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。）

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性があります。

●解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面にて取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

損害賠償請求期間延長担保追加条項保険料

A 診療所契約（日医A会員用）

5年延長担保	10年延長担保
保険料 (1診療所につき)	保険料 (1診療所につき)
2,226円	2,707円

B 診療所契約

加入中の 医師賠償 責任保険 の型	5年間延長担保		10年間延長担保	
	無床 診療所	有床 診療所	無床 診療所	有床 診療所
B4型	24,423円	28,179円	29,704円	34,272円
B5型	29,340円	33,851円	35,683円	41,170円
B6型	39,176円	45,199円	47,646円	54,972円
B7型	49,012円	56,545円	59,609円	68,771円

E 勤務医契約

加入中の 勤務医契約 の型	5年延長担保	10年延長担保
	保険料 (1名につき)	保険料 (1名につき)
E1型	1,480円	1,800円
E2型	5,254円	6,390円
E3型	8,806円	10,710円
E4型	10,620円	12,917円
E5型	15,046円	18,299円
E6型	19,080円	23,206円
E7型	23,088円	28,080円

勤務医師包括契約（オプション）

加入中の 勤務医包括 契約の型	5年延長担保	10年延長担保
	保険料 (1診療所につき)	保険料 (1診療所につき)
1型	693円	843円
5型	2,103円	2,558円
10型	3,204円	3,897円
30型	5,806円	7,061円
50型	7,101円	8,636円
100型	8,531円	10,376円
200型	11,390円	13,853円
300型	14,250円	17,331円

※Cタイプ病院契約（日医A会員用）・Dタイプ病院契約に加入している病院が期間延長に加入する場合には、取扱代理店までご連絡ください。
※延長期間中に契約を解約した場合は、保険料の返還はありません。

V その他の変更手続き

下記の変更が生じた場合は、取扱代理店までお申出ください。

- 個人立⇔法人立への変更：「損害賠償請求期間延長担保特約条項」のセットをお勧めします。
 - 開設者の変更：「損害賠償請求期間延長担保特約条項」のセットをお勧めします。
 - 契約型の変更
 - 加入者カード再発行
 - 解約
- など

VI 医療事故が発生した場合の手続き

万一、医療事故が発生し、相手方より損害賠償の請求を受けた場合（損害賠償請求されるおそれがある場合も含まれます。）にはただちに、所属の郡市医師会または長野県医師会までご連絡ください。

※事故が起こった場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含まれます。）は、所属の郡市医師会または長野県医師会経由で損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書 等
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、カルテ（写）、看護記録（写）、XP等の画像（写）、院内の検討記録、刑事弁護士費用に関する通知書 等
3	損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①医療行為に関わる賠償事故の場合 診断書、後遺障害診断書、治療費領収書、休業損害証明書、所得を証明する書類 等 ②医療施設に関わる賠償事故の場合 (対人事故の場合)診断書、後遺障害診断書、治療費等領収書、休業損害証明書、所得を証明する書類 等 (対物事故の場合)修理見積書、写真、領収書 等
4	相手方からの請求内容が確認できる書類	損害賠償請求書（写）、訴状（写）、調停申立書（写）、証拠保全申立書（写） 等
5	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（写）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方への振込控（写）、相手方からの領収書（写） 等
6	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。（被保険者が日医A①会員、A②会員の場合）

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●2010年4月1日以降発生の事故<注>から保険金のお支払方法が下表のとおりとなりました。

お支払いパターン		保険金のお支払先
先履行	保険金のお支払い前に被保険者(医療機関)が相手の方(患者等)へ保険会社の了解を得たうえで賠償金を支払った場合	被保険者(医療機関)
被害者承諾	被保険者(医療機関)が保険金を受け取ることに相手の方(患者等)の承諾を得た場合	
指図払い	被保険者(医療機関)が相手の方(患者等)へのお支払いを指図した場合	相手の方(患者等)
先取特権行使 ^(※)	相手の方(患者等)による先取特権が行使された場合	相手の方(患者等)

(※)先取特権を行使する場合には、被害者が裁判所に所定の文書を提出し、保険金請求権を差押えることになります。裁判所は厳格な証明書類を申立てである債権者(被害者)に対して求めることになることから、実際に行使されるケースは、被保険者(加害者)に破産手続開始の決定があったような場合など、一定のケースに限定されるものと想定されます。
 (注)補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約・医療施設特約、各種特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人長野県医師会
- 保険期間：2026年5月1日午後4時から1年間となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：
 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 ①ご加入者：長野県医師会の会員である開設者あるいは管理者、および勤務医。
 ②被保険者
 <医師特約条項> 医療機関の開設者、勤務医
 <医療施設特約条項> 医療機関の開設者(記名被保険者)、医療機関の開設者の使用人、その他記名被保険者の業務の補助者
 ③募集期間：2026年3月19日まで(郡市医師会必着)
 ④お手続き方法：加入依頼書に記入後、各郡市医師会にご送付ください。オプションセットをご希望の方は、加入依頼書裏面もご記入のうえご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「新規加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	「変更依頼書」にご記入のうえ、ご提出ください。
	継続加入を行わない場合	「脱退届」のご提出が必要となります。詳細は長野県医師会までご照会ください。

- ⑤お支払方法：保険料は、郡市医師会へお支払いいただきますようお願いいたします。
- ⑥中途加入：保険期間の中途でのご加入は、随時、受付をしていますので郡市医師会までご連絡ください。
- ⑦中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- その他ご注意：団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます)が発生した場合において、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 (注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 (注2)損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含む)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます)	直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ①被保険者の故意によって生じた賠償責任(※1) ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族(※2)に対する賠償責任(※1) など (※1) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 (※2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
建築物等による使用・管理上、給食等による事故 または訴訟に関する弁護士費用	<p>被保険者(注)が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注)被保険者とは、診療所や病院の開設者等をいいます。</p>	<p>直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。</p> <p>②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任</p> <p>④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任</p> <p>⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任</p> <p>⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任</p> <p>⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎりです。</p> <p>など</p>
	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象</p> <p>③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件</p> <p>⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p> <p>(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

〈1〉クーリングオフ

この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

〈2〉告知義務(ご契約締結時における注意事項)について

保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

- 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項すべて

※加入依頼書等にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ①加入者(被保険者)欄
- ②保険料欄の、病院の病床数・病床区分
- ③過去の保険金支払状況など

〈3〉通知義務(ご契約締結後における注意事項)について

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更

- ①病床数や病床種類を変更される場合(病院を対象とするご契約の場合)
- ②保険金額等ご契約内容を変更される場合
- ③個人立の病院または診療所が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の病院または診療所に組織変更される場合
- ④法人立(一人医師医療法人を含みます。)の病院または診療所が個人立の病院または診療所に組織変更される場合

⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合

⑥標榜科目を変更される場合など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

●ご加入者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

〈4〉重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈5〉医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

〈6〉責任開始期

保険責任は保険期間初日の2026年5月1日午後4時から開始します。

※保険期間の途中でご加入する場合は随時受け付けておりますので、取扱代理店までご連絡ください。

〈7〉主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

主な免責事由につきましては、本パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

〈8〉中途脱退と中途脱退時の返れい金等

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈9〉保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈10〉個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

〈11〉既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

〈12〉賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

〈13〉この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

〈14〉医師特約条項および医療施設特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

〈15〉補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

「補償金額は足りませんか!？」

保険に入っているにも足りないことに・・・

足りてる!



2020
03.31まで

補償足りない!



2020
04.01から

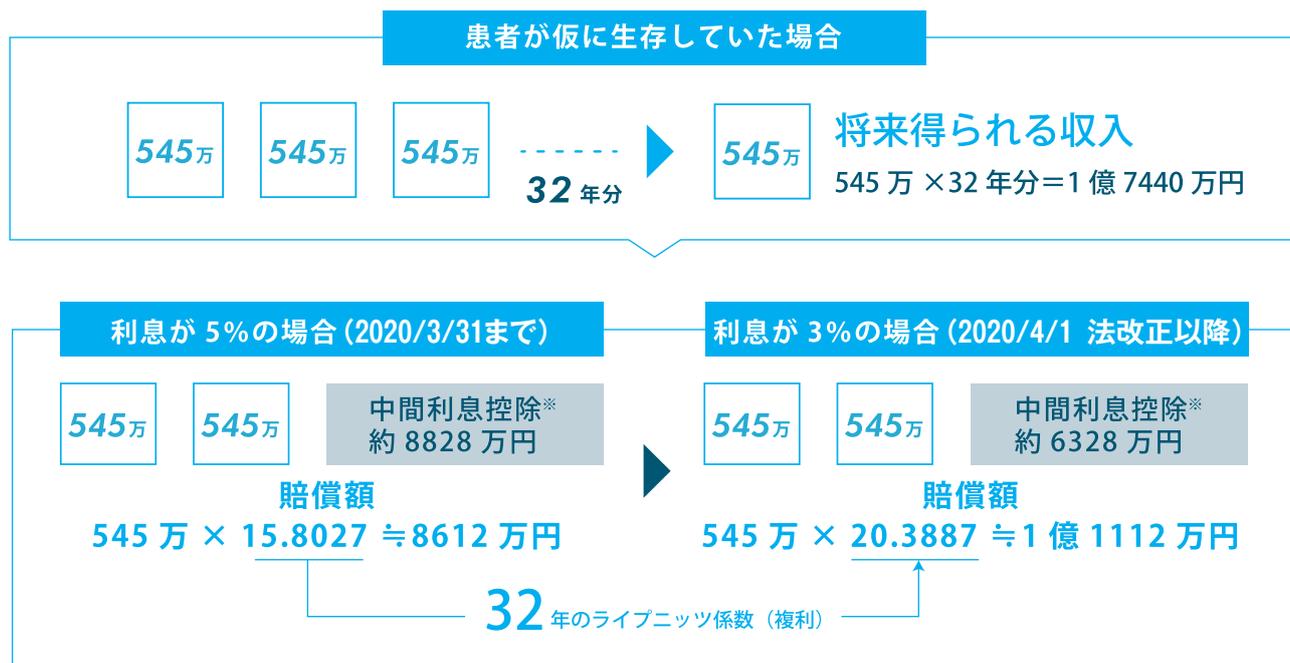
2020年4月1日施行の民法改正により
医療訴訟の賠償額が大幅に増加する可能性があります。

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

2020年4月1日民法改正 法定利率変更に伴う賠償金への影響について

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%→3%へ変更されました。これに伴い、病院が負う損害賠償額が大きく増えることが予想されます。仕組みについては以下のとおりです。

(例) 病院側の過失で死亡した患者の逸失利益を算出する場合*生活費控除は省略
 ・死亡時35歳、就労可能年数32年
 ・年収545万円 *賃金センサスを参考



※中間利息控除とは

一時金として受け取った賠償金を運用すれば利息(中間利息)が付くので、その利息分をあらかじめ割り戻して支払うというものです。(控除に当たって使用する係数をライブニッツ係数といいます。)

高額賠償の事例					
事案概要	改正前賠償額	改正後賠償額	増加額	増加割合	診療科
カテーテルアブレーション実施時に手技上の過失により大動脈を損傷し、心タンポナーデにより死亡した。 48歳男性	¥93,000,000	約 ¥105,000,000	約 ¥12,000,000	12.9%	循環器内科
脳疾患に対する不適切な手術操作により、術後脳梗塞を発生し麻痺が残存した。(後遺障害2級) 46歳男性	¥118,000,000	約 ¥154,000,000	約 ¥36,000,000	30.5%	脳神経外科
腹腔鏡下で手術時に硬膜外カテーテルがくも膜下腔に迷入し、心肺停止、蘇生後脳症となった。(後遺障害1級) 23歳女性	¥153,000,000	約 ¥205,000,000	約 ¥52,000,000	33.9%	外科
急速遂娩の遅延により低酸素脳症となった。(後遺障害1級) 0歳男児	¥178,000,000	約 ¥275,000,000	約 ¥97,000,000	54.5%	産婦人科

このチラシは、「医師賠償責任保険制度」の概要をご紹介します。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項等説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

医師賠償責任保険 付帯サービスのご案内

1. Patient Safety Club (旧Medical safety club)

[Patient Safety Club (旧Medical safety club)]は、医療機関のリスクマネジメント活動に資する様々な情報をWEBサイトと毎週のメールサービスでご提供する、損保ジャパンの医師賠償責任保険にご加入いただいた皆さまのための無料情報提供サービスです。

医療事故や医療安全・紛争防止に関する最新のニュースや資料を厳選・整理して毎週メールでご提供しますので、情報収集や資料作成が大幅に効率化できます。

◆ご利用方法等

- **本サービス対象** このWEB情報提供サービスは、損保ジャパンの医師賠償責任保険にご加入者（病院・診療所・勤務医）を対象としています。
- **WEBサイトURL** <https://www.sompo-patient-safety.com>
(初回ログイン時の認証コードは取扱い代理店までお問い合わせください。)
- **ご利用期間** 保険の加入者証がお手元に到着した時から保険期間終了までご利用いただけます。

2. SOMPO PS eラーニング

医療機関向けの医療安全(Patient Safety/患者安全)に関わる eラーニング・サービスです。医師賠償責任保険にご加入の医療機関の場合、以下のとおり一部無料でご利用いただけます。

		年間2テーマまで	3テーマ以降	
動 画	基本利用	無料	1テーマあたり 33,000円	管理者用IDを発行(1つ) 集合研修を想定
	個人視聴 (オプション)	1テーマあたり +9,900円		全職員分のID発行が可能 (ID数 1,000超は応相談) 個人別の視聴を想定

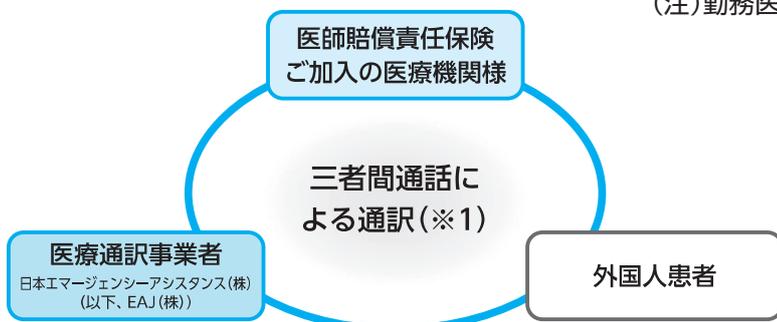
PDF教材ご利用の場合は、全職員分のID発行含め 1テーマ:3,300円
※基本利用無料のサービスは動画教材のみ利用可



サービス内容、新規申込み、お問合せ等はこちらから
<https://www.sjnk-rm-medical.com/pse>

3. 電話医療通訳サービス

医師賠償責任保険にご加入の医療機関の場合、電話医療通訳を一定の回数、無料でご利用いただくことができます。
(注)勤務医師賠償責任保険はサービス対象外となります。



(※1)三者間通話の対象範囲は、医療従事者と患者との受付・診療・会計手続きにおける電話通訳業務とし、事前に書類などをお渡しいただき通訳が準備をしてから対応する必要がある、インフォームドコンセントおよびムントセラピー等の通訳につきましては本サービスの対象外となります。

<無料利用可能コール数(1コール単位(※2):30分以内)>

【病院】年間(※3) 50コール 【診療所】年間(※3) 10コール

(※2)30分間を越える利用は30分毎にコール数をカウントします (※3)年間とは4月1日から翌年3月31日を指します

<ご利用開始のお手続き方法>

本サービス利用ご希望の医療機関様は、EAJ(株)WEBサイトトップページのバナーよりお申し込み専用ページへお進み頂き、お手続きください。

お申込み専用ページ:<https://emergency.co.jp/ibaisekifutai>



* 医師賠償責任保険 新規加入・変更手続きについて *

お申し出の内容や対象施設により、お手続き方法が変わりますので、以下をご参照いただきますよう
よろしく願いいたします。

【診療所・勤務医】

No	内容	お手続き方法
1	新規加入	長野県医師会HP掲載の 「医賠Web」 にてお手続きください。 ■P26上段の①<医賠Web手続き画面>をご参照の上、長野県医師会ホームページよりお手続きください。
2	加入者氏名(理事長名等)変更	
3	加入者 住所変更	
4	医療機関の名称変更	
5	医療機関の所在地変更	
6	加入型の変更	長野県医師会HP掲載の 「変更依頼書(診療所・勤務医用)」 を長野県医師会宛FAX(026-235-6120)にてご提出ください。 ■P26下段の②<「変更依頼書」「新規加入依頼書」掲載画面>より 「変更依頼書(診療所・勤務医用)」をご記入ください。
7	オプションの追加	
8	オプションの削除	
9	オプションの変更	
10	脱退(延長担保 ※の付帯あり)	
11	脱退(延長担保 ※の付帯なし)	
12	その他	

※延長担保(損害賠償請求期間**延長担保**追加条項) : P17 をご参照ください。

【病院・介護老健施設】

No	内容	お手続き方法
1	新規加入(注)	長野県医師会HP掲載の 「新規加入依頼書(病院・介護老健用)」 を長野県医師会宛FAX(026-235-6120)にてご提出ください。 ■P26下段の②<「変更依頼書」「新規加入依頼書」掲載画面>より 「新規加入依頼書(病院・介護老健用)」をご記入ください。
2	変更手続き	長野県医師会HP掲載の 「変更依頼書(病院・介護老健用)」 を長野県医師会宛FAX(026-235-6120)にてご提出ください。 ■P26下段の②<「変更依頼書」「新規加入依頼書」掲載画面>より 「変更依頼書(病院・介護老健用)」をご記入ください。

(注) 新規加入のお手続きには、別の書類もご提出いただく必要があるため、ご加入までに1カ月ほど時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。

① <医賠Web手続き画面>

長野県医師会ホームページ



② <「変更依頼書」「新規加入依頼書」掲載画面>

長野県医師会ホームページ



お問い合わせ先

取扱代理店

一般社団法人長野県医師会

長野県長野市大字三輪1316番地9

TEL:026-219-3600(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 長野支店長野法人支社

長野県長野市三輪1313-11

TEL:050-3798-1428(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241(全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

(受付時間：24時間365日)

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

